

独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院における 売店及び入院セット、自動販売機に係る設置・運営事業

令和8年5月1日からの当院内における売店及び入院セット、自動販売機に係る設置・運営事業（以下「受託者」という。）について、次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和8年1月26日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構
福岡ゆたか中央病院
院長 松本 高宏

1 履行概要

（1）履行件名

独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院における
売店及び入院セット、自動販売機に係る設置・運営事業

（2）履行内容

売店及び入院セット、自動販売機に係る設置・運営事業 仕様書のとおり。

受託者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店及び入院セット、自動販売機に係る設置・運営の全般を実施する。

（3）履行期間

令和8年5月1日から令和15年4月30日（7年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

（5）競争方法等

- ① 競争参加者が提出する見積書は、事業件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、事業に要する一切の諸経費を含め、見積もるものとすること。
- ② 企画提案と見積金額を総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を第一交渉権者とする。
 - ・ 見積価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - ・ 企画提案が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、青年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。

(5) 次の要件を満たしている者であること。

- ① 厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において「役務の提供」で「A」又は「B」、「C」の等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 公募型企画競争説明書の交付を受けた者であること。
- ③ 公募型企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（なお、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑥ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進の理事長又は経理責任者から独立行政法人地域医療機能推進機構契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 指名停止要領に基づく指名停止の期間中の有資格者が契約等の全部若しくは一部を下請し、もしくは受託し、又は当該契約の履行を保証させようとする者ではないこと。
- ⑧ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- ⑨ 法人等を設立して3年以上経過しており、良好な運営実績が3年以上あること。
- ⑩ 履行期間の開始日までに遅延なく業務の体制を整備できる者であること。
- ⑪ 入院セット提供業務については一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク認定証書（寝具類洗濯業務）を有していること。
なお、医療関連サービスマーク認定証書（寝具類洗濯業務）を有していない場合は医療法施行規則第9条の10に規定する基準に適合していることを証明する資料を提出すること。また、災害時にも供給等の対応が可能な体制を整備すること。
- ⑫ 令和2年以降に一般病床100床以上の医療機関において、同等の委託業務を受託していること。

3 契約条項を示す場所

〒822-0001

福岡県直方市大字感田523番地5

独立行政法人 地域医療機能推進機構

福岡ゆたか中央病院 総務企画課

電話 0949-26-2311

FAX 0949-26-6748

E-mail keiri@fukuoka.jcho.go.jp

FAXおよびE-mailにて問い合わせをする場合は、電話で受信の確認を行うこと。

(電話の時間帯は原則、午前8時15分から午後5時まで)。

4 手続き等

(1) 公募型企画競争説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 公募型企画競争説明書等の交付方法

本公告から令和8年2月25日(水)までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の交付場所にて交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く8時30分から17時15分まで)

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒(レターパック等)を必ず同封すること)にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

(3) 参加資格確認書類提出期限

令和8年2月26日(木)正午まで

(26日以外は、土日及び国民の祝日を除く8時30分から17時00分まで)

(4) 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限 令和8年2月26日(木)正午まで

②提出場所 上記3に同じ。

③提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。正午までに必着) 提案書は、評価基準表に沿って作成し各冊子に評価項目番号及びページ数を付してA4版で10部作製すること。

(5) 見積書の開封日時及び場所

①提出期限 令和8年2月26日(木)正午まで

①開封日時 令和8年2月27日(金)午前11時00分

②開封場所 独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院2階大会議室

5 その他必要な事項

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は提案書及び見積書は無効とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

（3）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

（4）入札者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、2の証明となる競争参加資格確認書類を上記3（3）の受領期限内に提出しなければならない。入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（5）契約書作成の要否 「要」（定期建物賃貸借契約による予定）

（6）施設見学について、要望がある場合は日程調整の上、日時指定で実施する。但し、売店は営業中のため見学が実施不可の場合もある。

（7）その他詳細は公募型企画競争説明書、各仕様書、評価基準表による。